

内部統制に関する方針の策定等について（報告）

1. 概要

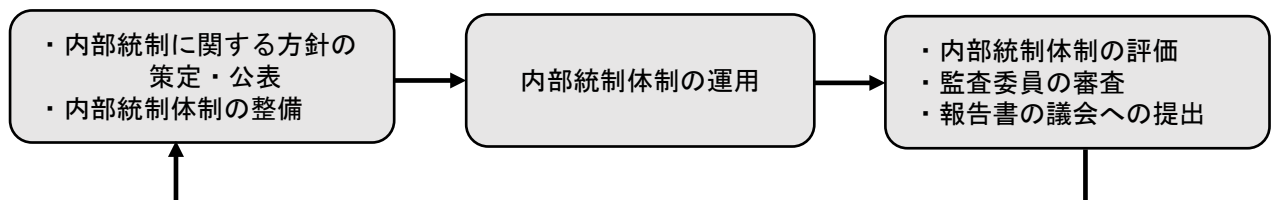
平成29年の地方自治法の改正に伴い、本市においても、内部統制に関する方針の策定や、必要な体制の整備を行う必要がある。そのため、本市における内部統制に関する方針案、運用体制、具体的な取組等について報告する。

【参考】平成29年改正地方自治法の概要（内部統制関係）

○施行日：令和2年4月1日

○改正のポイント：

- ・都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならない。
- ・方針を策定した長は、毎年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。



※地方公共団体における内部統制（総務省ガイドラインの要約）

住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的（①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全）が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保すること。

2. 神戸市内部統制基本方針（案）・・・別紙

3. 本市における運用体制

- 内部統制推進部局：関係課の課長級で構成する「内部統制の推進に関するプロジェクトチーム」
(リーダー：行財政局副局長)

(関係課)

会計室	会計課
企画調整局	情報化戦略部
行財政局	業務改革課、法務支援課、人事課、組織制度課、財務課、契約監理課、資産活用課

- 内部統制評価部局：行財政局
(評価責任者：行財政局長)

4. 具体的な取組

- (1) 内部統制の推進（内部統制推進部局）
 - ・研修や庁内周知、情報発信などを行う。
 - ・取組を通じて、対象事務の規程変更など必要な見直しを行っていく。
- (2) 評価・モニタリング（各所属・内部統制評価部局）
 - ・全ての所属（行政委員・行政委員会・公営企業等を含む）がリスク評価シートに基づいてチェックを行う。
 - ・必要に応じて、内部統制評価部局がモニタリング（書面調査・ヒアリング）を行う。
- (3) 評価報告書の作成（内部統制評価部局）
 - ・内部統制の整備及び運用に関する事項、評価手続、評価結果、不備の是正に関する事項などを記載した評価報告書を作成する。
- (4) 市会への提出・公表（内部統制評価部局）
 - ・監査委員の意見を付けた評価報告書を市会へ提出し、公表する。

5. 今後の予定

時 期		内 容
令和元年度	3月	・基本方針の策定、公表 ・体制の整備
令和2年度	4月	・運用開始
令和3年度	上半期	・評価報告書の作成（前年度分）
	8月	・監査委員の審査（前年度分）
	9月	・評価報告書の市会への提出、公表（前年度分）

※以降、毎年度運用・評価を継続実施

神戸市内部統制基本方針

地方自治法第150条第1項に基づき、神戸市内部統制基本方針（以下「本方針」という。）を定め、本方針のもと、適正な行政サービスを提供する際の阻害となる事務上の要因（以下「リスク」という。）を識別及び評価し、リスクの発生の未然防止や発生時の早期対応を図るための仕組みを構築していきます。

これにより、今まで以上に適正な事務執行を確保し、市民から信頼される市役所の確立に取り組んでいきます。

1. 目的

以下の4つの目的を達成するため、既存のルールや取組を活用しながら、必要な内部統制制度を構築し、リスクへの対応を行っていきます。

(1) 事務の効率的かつ効果的な遂行

組織として必要なチェックを行って仕事を進めるとともに、ICT等最新の技術の活用を通じて改善を図っていくことで、市民サービスの維持・向上をベースとしながら、事務をより効率的かつ効果的に遂行します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財政など市政の状況について、適切かつ分かりやすい情報発信に努めることで、財務報告等の信頼性を確保します。

(3) 事務に関わる法令等の遵守

法令等を遵守した適正な事務執行に努め、不適切な事務を把握した場合には速やかにその対応策を検討・実施し、全庁的に再発防止を図ります。

(4) 資産の保全・活用

市が保有する有形・無形の財産について、適正な取得、管理及び処分を実施することで、資産の保全とともに有効な活用を図ります。

2. 対象とする事務

(1) 財務に関する事務

(2) その他市長が必要と認める事務

3. 内部統制の評価及び見直しについて

内部統制の取組については、毎年度評価報告書にまとめ、監査委員の審査に付した上で、市会に提出するとともに、公表いたします。

また、内部統制に関する評価結果、監査委員や市会からの意見等を踏まえ、必要に応じて、本方針及び具体的な取組の見直しを実施します。